

2023年12月25日

今治市南大門町二丁目2番地の4
四国ガス株式会社

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続に係る電気・ガス料金の
負担軽減措置の延長について

四国ガス株式会社（代表取締役社長：片山泰志）は、国が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業^{※1}」（以下、「本事業」）の継続が決定されたことを受け、値引き措置の適用期間を2024年6月検針分まで延長いたします。

なお、本事業による措置の適用・変更にあたり、お客さまからのお申し込みは必要ありません。

1. 延長されるガス料金の値引き措置について

対象のお客さま	四国ガスとガス小売契約があるお客さま
延長期間及び値引き単価（税込）	2024年2月検針分～2024年5月検針分：15円/m ³
	2024年6月検針分：7.5円/m ³

2. 「ガポタでんき」をご契約のお客さまの電気料金の取り扱いについて

電気料金につきましても同様に値引き措置の期間が延長されます。なお、本事業の採択事業者は小売電気事業者である四国電力株式会社となりますので、詳細は四国電力ホームページ（https://www.yonden.co.jp/publish/page_25.html）をご確認ください。取次事業者である当社は、小売電気事業者による値引きを反映した料金をお客さまにご請求いたします。

対象のお客さま	「ガポタでんき」をご契約のお客さま
延長期間及び値引き単価（税込）	2024年2月分～2024年5月分：3.5円/kWh
	2024年6月分：1.8円/kWh


※1 本事業は、2023年11月に政府が決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。毎月の都市ガス・電気料金に直接反映する形で値引きを行い、エネルギー価格の高騰によって影響を受けるご家庭や企業の負担を直接的に軽減するものです。詳細につきましては経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご参照ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

以上

【お問い合わせ窓口】

四国ガスお客さまセンター

 0570-011-459

受付時間 9:00～17:30

※日曜・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）を除く

※一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-0633 におかけください